



遺言制度が見直しされます！！

政府は3月13日、遺産相続に関連する民法などの改正案を閣議決定しました。改正されれば、相続分野の見直しは昭和55年以来、40年ぶりのことです。

改正案は、1)配偶者の居住権を保護するための方策、2)遺産分割に関する見直し等、3)遺言制度に関する見直し、4)遺留分制度に関する見直し、5)相続の効力等に関する見直し、6)相続人以外の者の貢献を考慮するための方策の6つを柱としたものです。

今回は、この3)遺言制度に関する見直しのうち3つのポイントを詳しく解説していきます。

改正ポイント 自筆証書遺言保管制度の創設

自筆証書遺言を法務局で保管できる制度です。自筆証書遺言は自宅で保管する方法が一般的でした。

自宅での保管は、遺言書の紛失・偽造の可能性があります、争いになるリスクがありました。そもそも相続人が遺言書の存在を知らないということも多く、遺産分割が終了した後に発見されるケースもあります。

また、熊本地震のような災害時に消失してしまう可能性もあります。

そこで、公的機関である全国の法務局で保管できるようにして、相続人が遺言の有無を調べられる制度を導入する予定です。



改正ポイント 自筆証書遺言の検認が不要になる

自筆証書遺言が法務局に保管されることにより、これらの遺言書については、家庭裁判所による検認()という手続きが不要となります。

これまでは、自筆証書遺言を見つけた場合、相続人全員立ち会いのもと、検認手続きをして、遺言書の内容を確認する必要がありました。検認手続きが不要となれば、手間を省くことができます。

検認とは？

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。遺言書の保管者や、これを発見した相続人は、遺言者が亡くなったら、すみやかに遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければならないことになっています。

改正ポイント 自筆証書遺言の作成方式の緩和

自筆証書遺言は手書きで作成する必要があります。高齢になると文字を書くことすら難しくなることがある中、手書きで、書き慣れない言葉や文章を使い、遺言を作成するのは大変なことです。正確に読み取ってもらえない可能性もあります。

改正案では、財産の特定に関する事項、財産目録の部分については、手書きでなくてもよく、パソコンなどで作成できるようになります。この部分については、遺言者自身が作成する必要はないので、第三者に作成を依頼することも可能です。



№46 平成30年6月5日発行 【担当】櫻井 朋美

平成30年 相続税セミナーのお知らせ

今年度の相続税セミナーは、今号のYAMANE TIMESにも登場する、「遺言」特集です。争続回避、故人の想いの伝達に有効な遺言。

でも一歩間違えると望んだ未来とは全く違う方向へ導いてしまうかも・・・

あなたの想いがしっかりと伝わる遺言書のポイント、教えます！

あなたの想いを伝えるラブレター、遺してみませんか？

日時等詳細は、今号2枚目に添付しております、セミナー申込書をご覧ください

申込はHPからでもOK!

山根会計事務所



皆様のご参加、お待ちしております☆

